	松山市中央卸売市場中央市場 北九州市中央卸売市場 福岡市中央卸売市場鮮魚市場 福岡市中央卸売市場食肉市場 福岡市中央卸売市場（新設市場―みなと香椎地区） 久留米市中央卸売市場 長崎市中央卸売市場 宮崎市中央卸売市場 鹿児島市中央卸売市場青果市場 鹿児島市中央卸売市場魚類市場 沖縄県中央卸売市場
必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場	盛岡市中央卸売市場 仙台市中央卸売市場本場 福島市中央卸売市場 いわき市中央卸売市場 宇都宮市中央卸売市場 船橋市中央卸売市場 東京都中央卸売市場築地市場 東京都中央卸売市場豊島市場 東京都中央卸売市場足立市場 東京都中央卸売市場食肉市場 東京都中央卸売市場板橋市場 東京都中央卸売市場世田谷市場 東京都中央卸売市場北足立市場 東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場 東京都中央卸売市場葛西市場 東京都中央卸売市場大田市場 横浜市中央卸売市場南部市場 新潟市中央卸売市場 岐阜市中央卸売市場 神戸市中央卸売市場西部市場 和歌山市中央卸売市場 宇部市中央卸売市場 徳島市中央卸売市場 高知市中央卸売市場 福岡市中央卸売市場青果市場 福岡市中央卸売市場西部市場 福岡市中央卸売市場東部市場

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４１１号

横浜市南区中村町３丁目207番地１　セラビ野口402

債務者　関亦千代子

1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　貴久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６７号

堺市北区北花田町４丁92番地18、住民票上の住所堺市北区北花田町４丁120番地14

債務者　堀　　正善

1　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６５号

福井県吉田郡永平寺町松岡松ケ原４丁目205番地

債務者　山本　有三

1　決定年月日時　平成25年４月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　英右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０９号

愛知県北名古屋市井瀬木高畑175番地１

債務者　和栗　　工

1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　克也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５号

京都市左京区静市市原町920番地21、前住所京都市左京区岩倉中大鷺町42番地　エスポワール岩倉202

債務者　前田　和政

1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５４号

大阪市西淀川区出来島１丁目３番１―602号、事業所所在地大阪府豊中市服部寿町５―112―１

債務者　技研スプリング製作所こと　金丸　宜治

1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５号

札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番６―301号

債務者　和田　沙織

1　決定年月日時　平成25年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　知里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部